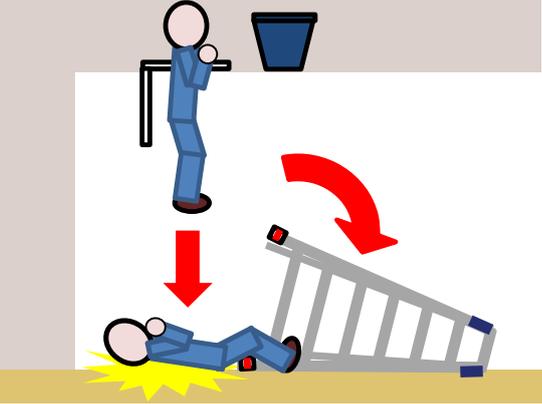


令和3年度国家公務員災害事例(詳細)

	事故の型	発生日・時刻	性別・年齢層	傷病名	休業日数
	墜落・転落	12月・8時	男性・50代	両側肺挫傷, 両側外傷性血胸, 左気胸, 左第2~6肋骨骨折, 胸骨骨折, 敗血症, うっ血性心不全	死亡
災害発生状況	被災職員は、定期的に行っている巡視において、廊下の天井裏の水漏れ状況を1人で確認していたところ、脚立から落下し身体を強打したと推察される。事故発生から5日後、敗血症により死亡。				
(発生要因)	通常2人一組で行っていた巡視業務を突如1で行うことになってしまったこと。普段の時間よりも早く巡視に出してしまったため、巡視業務が1人になってしまったことをフォローできなかったこと。天板を跨いでの作業や足元に布を巻くなど、脚立の使い方が不適當であったこと。				
再発防止対策	脚立にのぼる場合はヘルメットをかぶるなどの脚立を使用するに当たっての一般的な留意点を共有・徹底するとともに、業務全般について、2人以上で臨む、改めて慎重に作業する、困難が予想されることは専門的なスタッフに依頼することを徹底した。リスク低減を図るため、天井裏の水漏れ確認作業で使用していた脚立は、安全性の高い可搬式作業台を導入し、取り替えることとした。庁内全部局課あてに、はしごや脚立を点検し、使い方の再確認を行うよう指示した。また脚立の脚の布巻きを行わないよう指示した。				
類似災害防止のため 留意すべき事項	<div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 使用の回避 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・はしごや脚立の使用自体を避けられないか検討する。 ・墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更する。 <div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> ヘルメットの着用 </div> <p>はしごや脚立利用時等高所作業時には必ず墜落時保護用のヘルメットを着用する。</p> <p>【ヘルメットの着用ポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「墜落時保護用」を使用すること ②傾けずに被ること ③あご紐をしっかりと、確実に締めること ④破損したものは使わないこと <p style="font-size: small; text-align: right;">(参考文献) 厚生労働省リーフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしよう!」 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzan/dl/170322-1.pdf</p>				